

連載

# 新しい『ごみの分別』 できていますか？

## リサイクルの状況を報告します

4月から「容器包装プラスチック、その他紙、スプレー缶類」の分別収集が始まり、皆さんの協力により、それらのリサイクル量は順調に増えています。また、今回の分別品目の追加に伴って、ごみを分別するという意識が高まり、以前から実施している新聞やダンボールなどの古紙類もリサイクルされる量が増え、焼却量の削減や焼却処理に伴う環境負荷の低減が図られています。

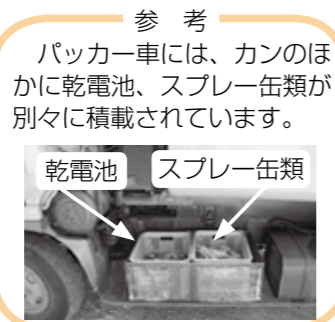
### ◎平成21年度と平成22年度の比較（4～10月分）

前年度と今年度の4～10月分のリサイクル量を比較すると、古紙類（新聞、雑紙、ダンボール、紙パック、布類）や容器包装プラスチックは、約19万1,490kg、リサイクルした量が増えました。

分別区分	収集量（増加量）	備考
容器包装プラスチック	6万2,770kg	新分別の合計 10万8,990kg
その他紙	4万6,220kg	
その他紙以外の新聞やダンボールなどの古紙類の増加量（前年比1.5倍）	(8万2,500kg)	その他紙以外の古紙類の収集量も平成21年度（4～10月）は15万6,200kgだったのに対し、平成22年度（4～10月）は23万2,700kgとなり、その増加量は8万2,500kg（約1.5倍）です。
合計	19万1,490kg	

## 資源ごみのゆくえ⑤ ～「カン」の資源化～

①集積場所に排出されたカンはパッカー車で収集し、環境センターに搬入



②ベルトコンベアーで破砕機に運ばれ、破砕処理後、機械選別により鉄（スチール）とアルミに分別



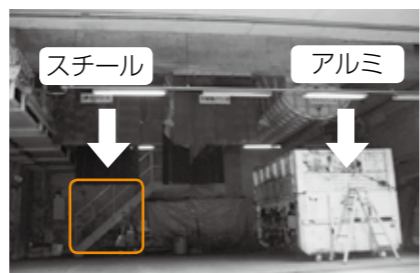
④鉄（スチール）は主に鉄筋の棒（左下写真）に、アルミは主にアルミ缶に再生

※アルミ缶の再生利用率は93.4%です。

なお、アルミ缶は再生利用したほうが、新たに原料（ボーキサイト）から生産するより97%エネルギー（電気量）が節約できます。



③選別された鉄（スチール）とアルミをそれぞれ別に保管し、資源化業者に引き渡し



◎この連載は、今回で最終回となります。ごみの分別とリサイクルは、一人ひとりの心がけが大切です。これからも分別を徹底して燃せるごみを減らしましょう。

照会先 環境課 ☎85-9565

# 良好な景観への取り組み 景観まちづくりの協力を店認定制度を通じて

10月1日から始まった「景観まちづくり協力店認定制度」は、積極的に景観まちづくりに取り組んでいる店舗や事業所などが町が応援していく制度です。認定された店舗や事業所などに地域の景観形成の先導的役割を担ってもらい、ひいては箱根の景観をさらに良くしていくような意識の向上を町全体で広げていくことを目的としています。

基本項目	認定項目
①町内に店舗、事業所などがあること	さらなる街なみ景観への配慮などに係る行為で、次の項目①と②のいずれにも該当し、かつ③～⑩のうち3項目以上に該当すること。
②町景観条例および町景観計画の規定などを遵守していること	①建築物の外壁、屋根などに係る景観への配慮（必須）
③そのほか町長が必要と認める関連法令の規定などを遵守していること	②屋外広告物の景観への配慮（必須）
④良好な景観の形成を阻害する行為をしていない、またはする恐れがないこと	③工作物など（擁壁、塀、フェンスほか）の景観への配慮
⑤町に納付すべき町税などに滞納がないこと	④緑化の推進
	⑤自動販売機の景観への配慮
	⑥コミュニティスペースの設置
	⑦道路と壁面間の有効空間の確保（5m以上）
	⑧景観に係る地域活性化のための行為
	⑨ユニバーサルデザインへの配慮
	⑩そのほか町長が認める街なみ景観への配慮およびまちづくり推進の行為

**認定項目の留意事項**  
認定項目①「建築物の外壁、屋根などに係る景観への配慮」とは、空調室外機、電気メーター、アンテナ、給排水管などが周囲の景観に配慮して目立たない工夫がされていることなどを意味します。  
認定項目②「屋外広告物の景観への配慮」とは、ネオンや点滅、動光する電飾看板などを設置していないことや、事業などに関係のない看板や貼り紙などを掲出していない（特に必要と認めるものを除く）ことなどを意味します。  
認定項目①と②は必須項目です。加えて、③～⑩のうち3項目を満たす必要があります。これらの項目を満たし、景観まちづくり協力店に認定された店舗や事業所などには、町が認定と認定シールを交付するとともに、広報紙やホームページなどに掲載し、積極的に周知しますので、ぜひ認定に挑戦してみてください。  
町と協働し、良好な景観形成への機運を高めていきましょう。  
照会先 都市整備課 ☎85-9566

### もし、お金を預けている金融機関が破綻したら...

預金保険制度は、万が一、金融機関が破たんした場合に、預金者などの保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的とした制度です。当座預金や利息の付かない普通預金など（決済用預金）は、全額保護されます。利息の付く普通預金、定期預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託（ビックなどの貸付信託を含む）などは、預金者1人につき1金融機関ごとに合算され、元本1,000万円までとその利息などが保護されます。ただし、それを超える部分は、破たんした金融機関の残余財産の状況に応じて支払われるため、一部支払われない可能性があります。なお、外貨預金、譲渡性預金、無記名預金、架空名義の預金、金融債（募集債および保護預り契約が終了したもの）、他人名義の預金（借名預金）などは保護対象外となります。詳細は、預金保険機構ホームページ（<http://www.dic.go.jp/>）で確認してください。  
照会先 横浜財務事務所理財課 ☎045-681-0933

### 各種スポーツ大会の結果

10月20日、第2回箱根町ニュースポーツ大会「ユニカール大会」が、また、11月11日、第23回箱根町ソフトバレーボール大会がいずれもレイクアリーナ箱根で開催されました。

●ユニカール大会（15チーム参加）

- 優勝 うすい自治会A
- 準優勝 小山ビッグ・マウンテン
- 第3位 旧チーム青森

●ソフトバレーボール大会（町内各地域から24チーム参加）

- 優勝（コート別）
- 第1コート ドロップーズ（湯本）
- 第2コート ファイターズ（宮城野）
- 第3コート チーム0747（湯本）
- 第4コート FUJIYA（温泉）
- 第5コート 下タキャンズ（湯本）
- 第6コート チーム♡ドスコイ（宮城野）